

第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び 被害者支援に関する基本計画

【平成31(2019)年度～平成35(2023)年度】

平成31年(2019年)3月

旭 川 市

はじめに

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

旭川市では、配偶者等からの暴力の被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行うため、平成21年に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を、平成26年には「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者市支援に関する基本計画」を策定し、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係機関・団体と連携し、取組を進めてまいりました。

現状では、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体、警察などの相談機関に、配偶者等からの暴力に関する相談が数多く寄せられており、また、相談機関につながっていない潜在的な被害者の存在も想定されることから、配偶者等からの暴力の根絶に向け、第3次計画を策定いたしました。

この計画におきましても、引き続き、配偶者等からの暴力に関する正しい認識の普及や相談窓口の広報に努め、被害者を早期に相談機関につなぐことを促進するとともに、発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、被害者の意思を尊重しながら、関係機関・団体と連携した切れ目のない支援に取り組んでまいります。

今後とも、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関し、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たりまして、旭川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成31年（2019年）3月

旭川市長 西川 将人

目 次

はじめに

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2

第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

- 1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果） 3
- 2 旭川市における相談状況等 7
- 3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題 11

第3章 施策の概要

- 1 計画の基本的視点 14
- 2 施策の体系 15
- 3 被害者支援のフロー 15

第4章 施策の展開

- 基本目標 1 DV防止に向けた啓発の推進 17
- 基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実 20
- 基本目標 3 適切な被害者の保護 23
- 基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の充実 25
- 基本目標 5 関係機関・団体との連携の推進 28

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進 29

<資料編>

- 1 計画策定の経過 資料 1
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 資料 2
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
施策に関する基本的な方針（概要） 資料 12
- 4 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄） 資料 17
- 5 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱 資料 18
- 6 配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議設置要綱 資料 21

- 主な相談機関・団体一覧 資料 22

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけでなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。

DVは、被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。

このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、平成16年には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。

また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。

平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。平成26年10月には、平成25年6月の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用対象とする法改正を踏まえ、「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

本計画は、第2次計画の期間が、平成30年度までとなっていることから、第2次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の基本方針¹が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）

本計画では、配偶者暴力防止法が対象とする、配偶者や元配偶者、事実婚の状態にある者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、恋人など親密な関係にある人からの暴力を含めて「配偶者等からの暴力（DV）」と表現します。なお、暴力の範囲には、次のものを含みます。

身体的暴行

（例）殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行

心理的攻撃

（例）人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分若しくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

経済的圧迫

（例）生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

性的強要

（例）嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

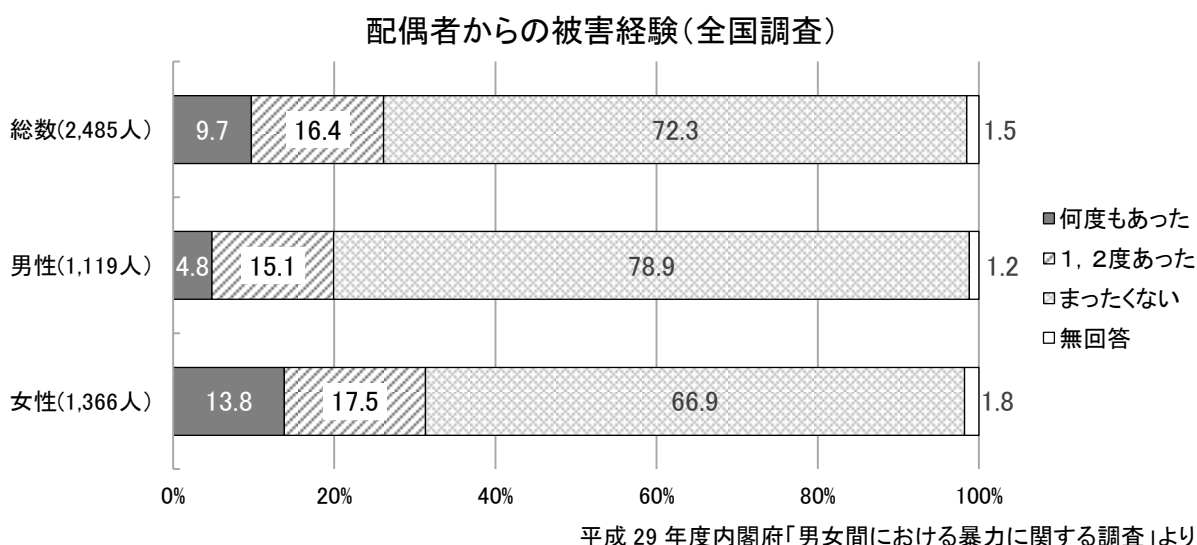
¹ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）

第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

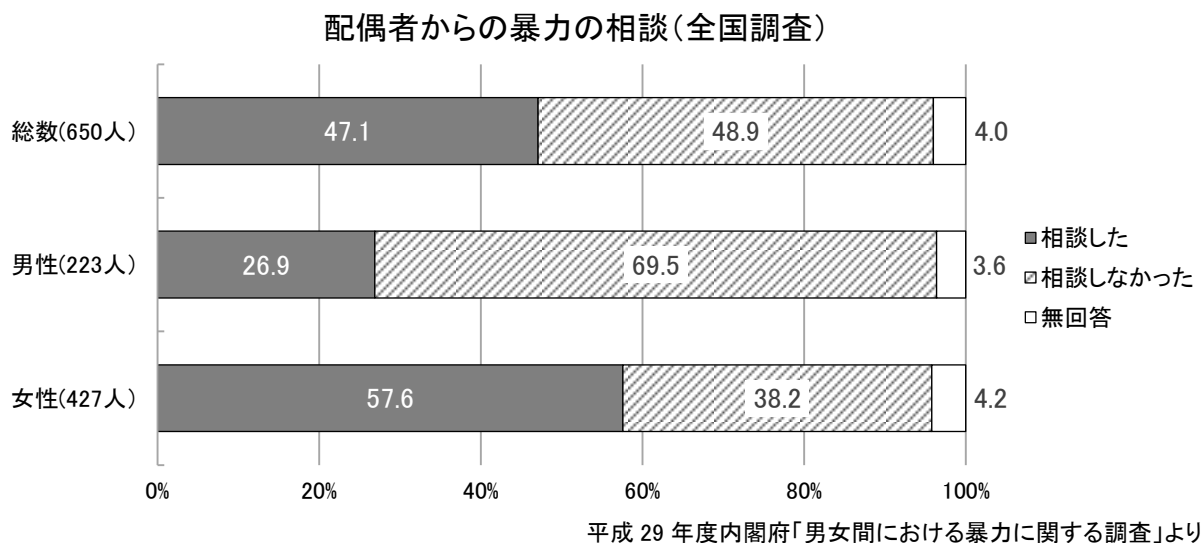
(1) 配偶者からの暴力被害経験

平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成30年3月公表）によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1, 2度あった」の計）は、26.1%となっており、性別ごとに見ると、男性は、19.9%で約5人に1人の割合、女性は、31.3%で約3人に1人の割合となっています。



(2) 配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、47.1%で、男性は26.9%、女性は57.6%となっています。

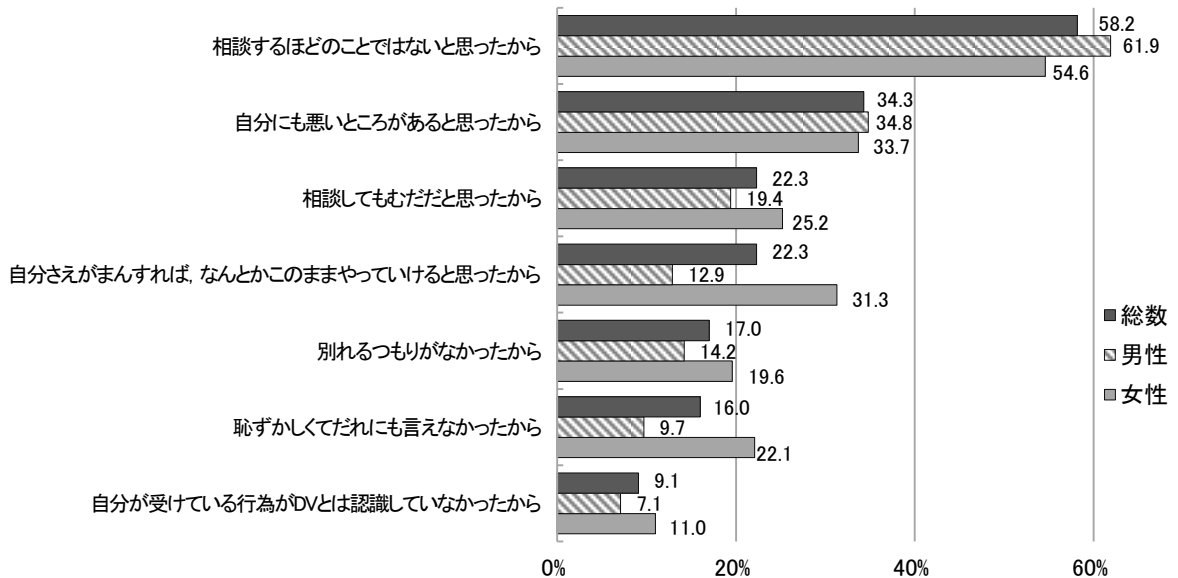


「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が58.2%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(34.3%)となっています。

配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。

相談しなかった理由(全国調査)

[複数回答]

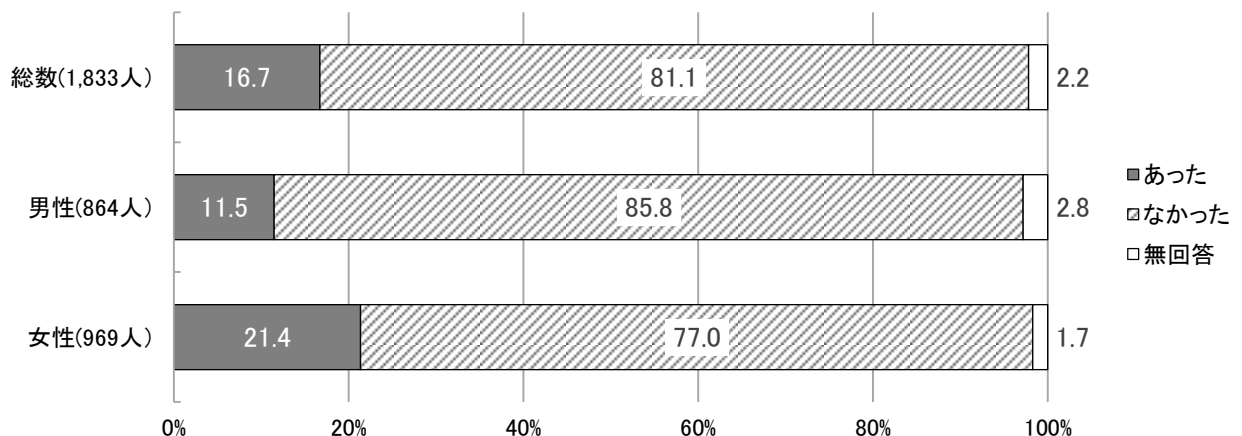


平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がいた(いる)」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、16.7%となっており、性別ごとに見ると、男性は、11.5%で約9人に1人の割合、女性は、21.4%で約5人に1人の割合となっています。

交際相手からの暴力被害経験(全国調査)



平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（306人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が97.7%、「同性」が0.7%となっています。

〔交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人〕 (%)

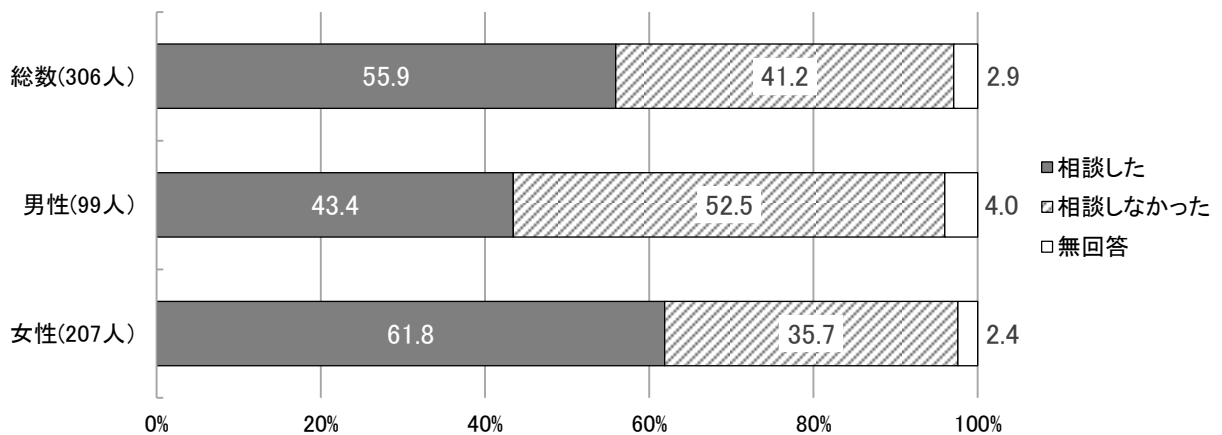
	総数	男性	女性
異性	97.7	97.0	98.1
同性	0.7	1.0	0.5
無回答	1.6	2.0	1.4

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

(4) 交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、55.9%で、男性は43.4%、女性は61.8%となっています。

交際相手からの暴力相談経験(全国調査)

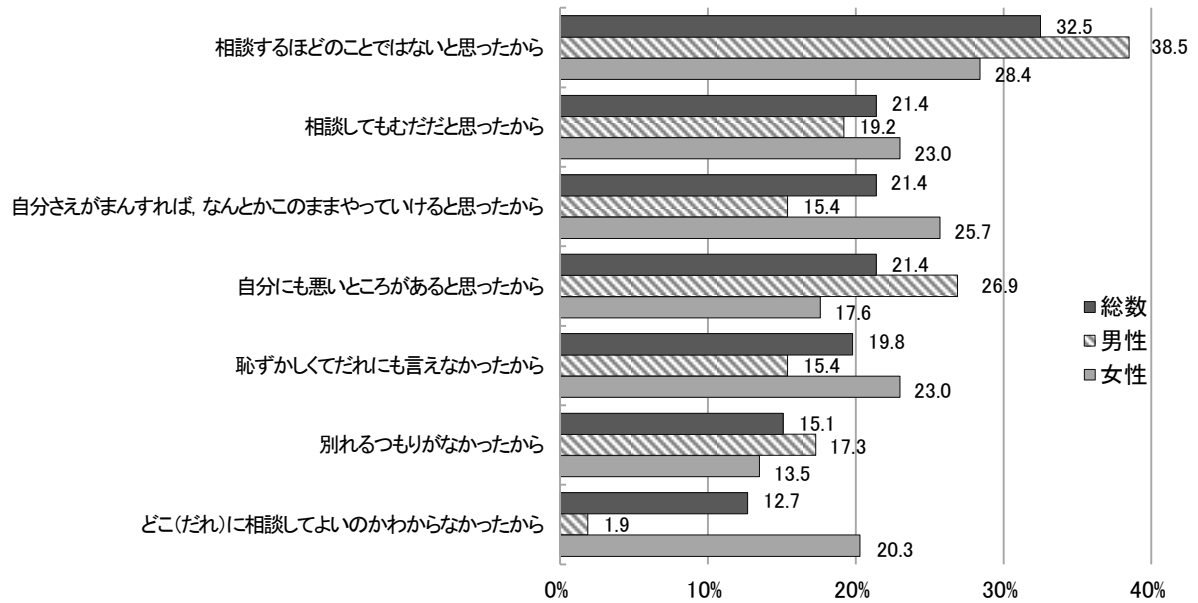


平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が32.5%と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」，「自分さえがまんすれば，なんとかこのままやっていけると思ったから」，「自分にも悪いところがあると思ったから」が共に21.4%となっています。

相談しなかった理由(全国調査)

〔複数回答〕

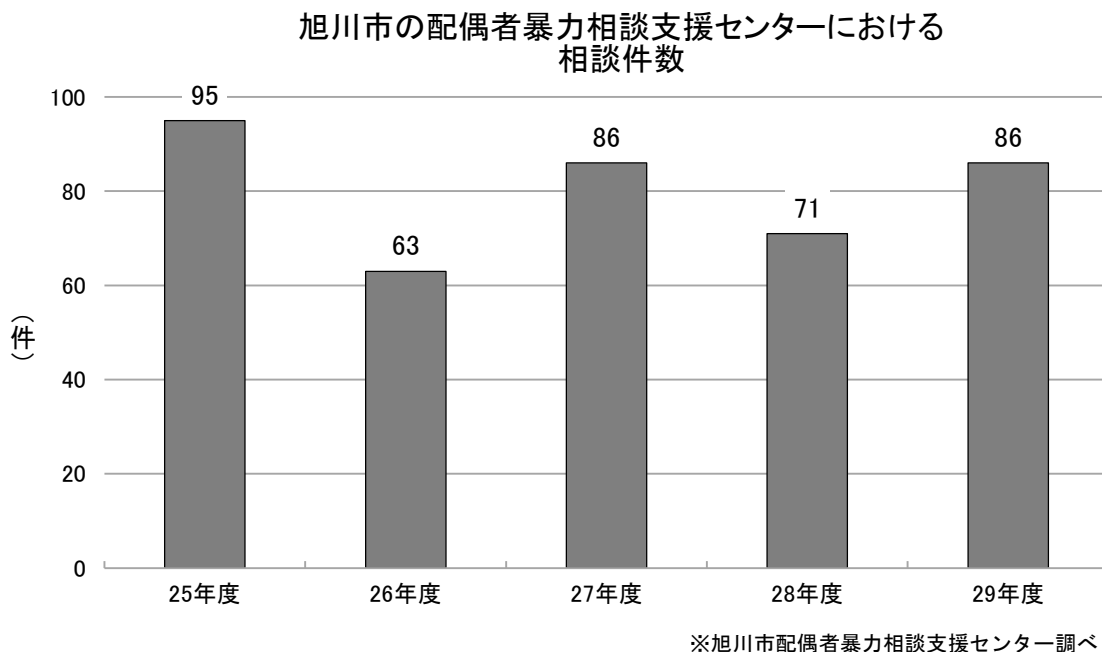


平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

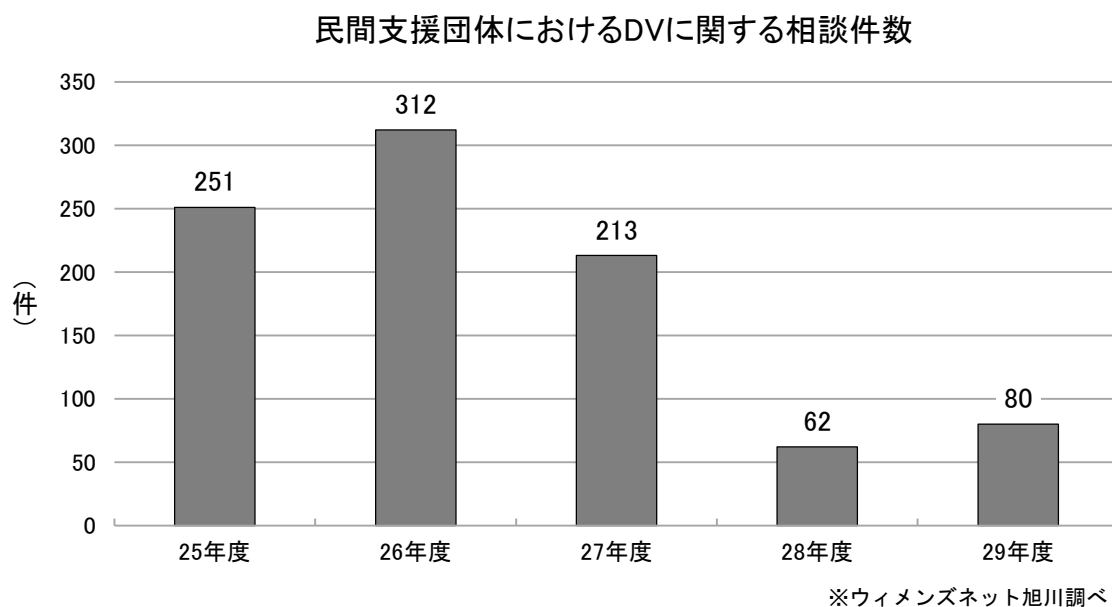
2 旭川市における相談状況等

(1) 相談件数

旭川市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。



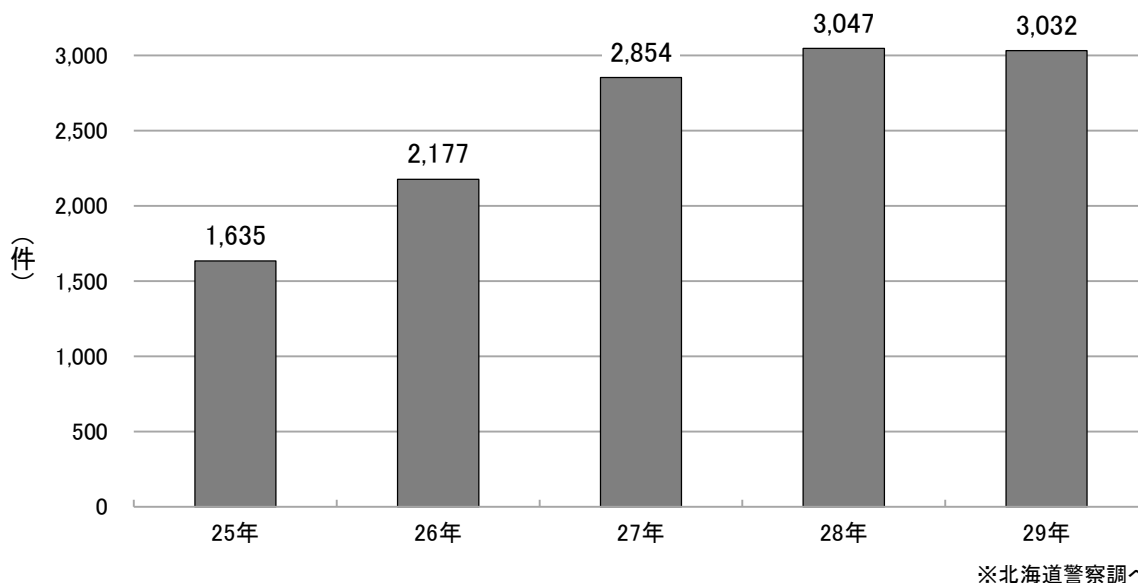
民間支援団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。



※平成28年6月から相談受付時間を11時～16時から、夜間(18時～21時)に変更。
相談件数の減は、相談受付時間の変更による。

警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。

北海道警察における配偶者からの暴力事案相談受理件数

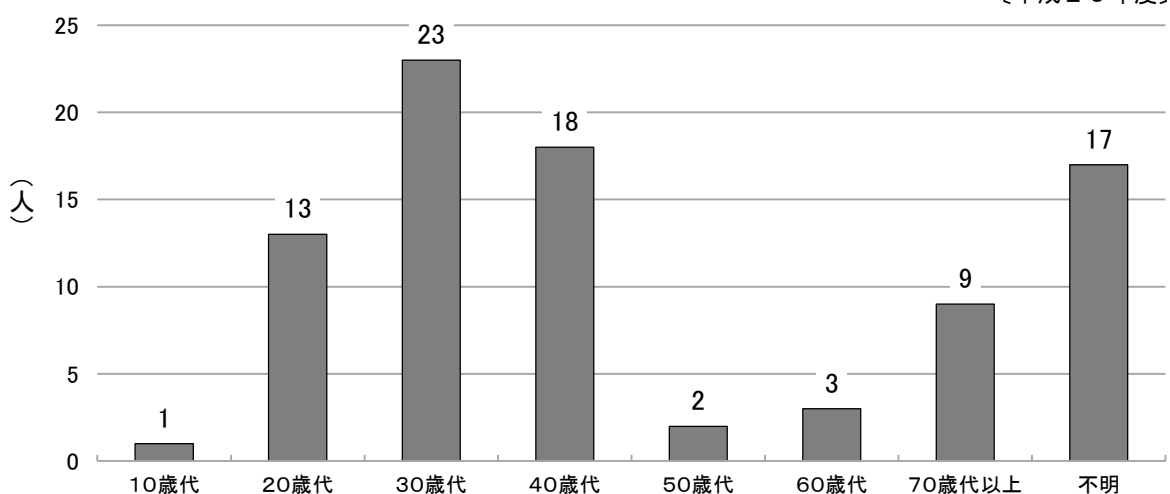


旭川市の配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。

(2) 相談者の年代

旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける平成29年度の相談者の年代は、30代、40代が多い傾向にあります。

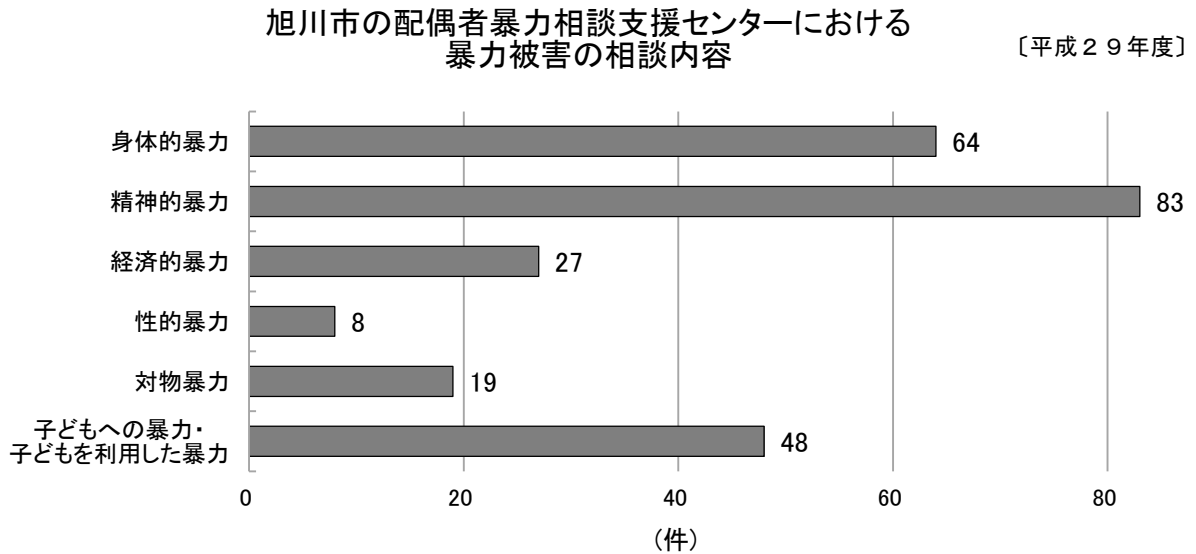
旭川市の配偶者暴力相談支援センターにおける相談者の年代



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

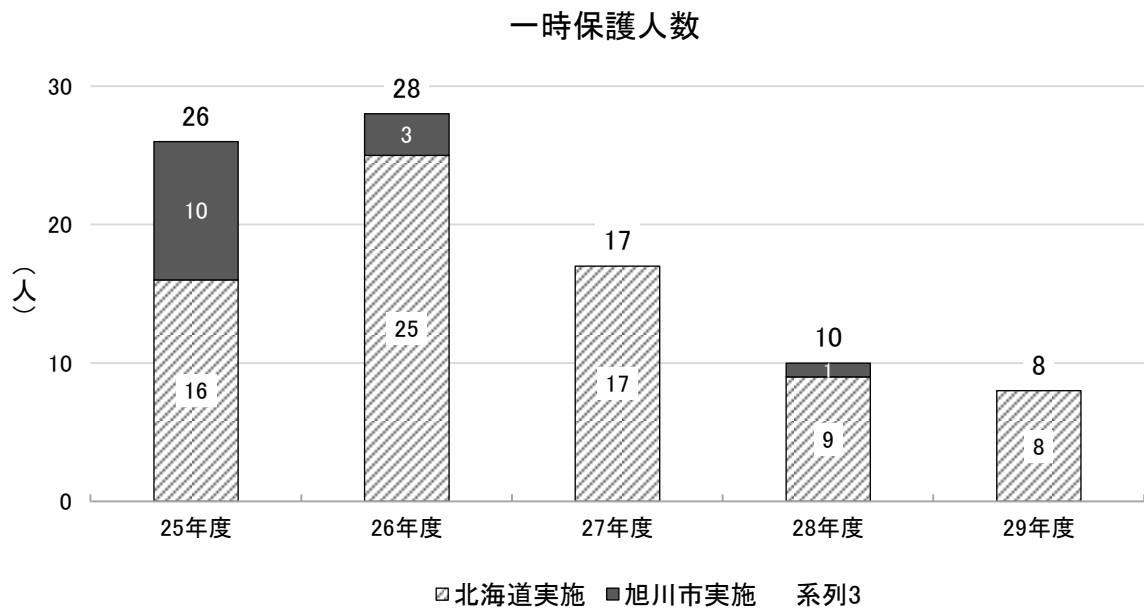
(3) 暴力被害の内容

旭川市の配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



(4) 一時保護人数

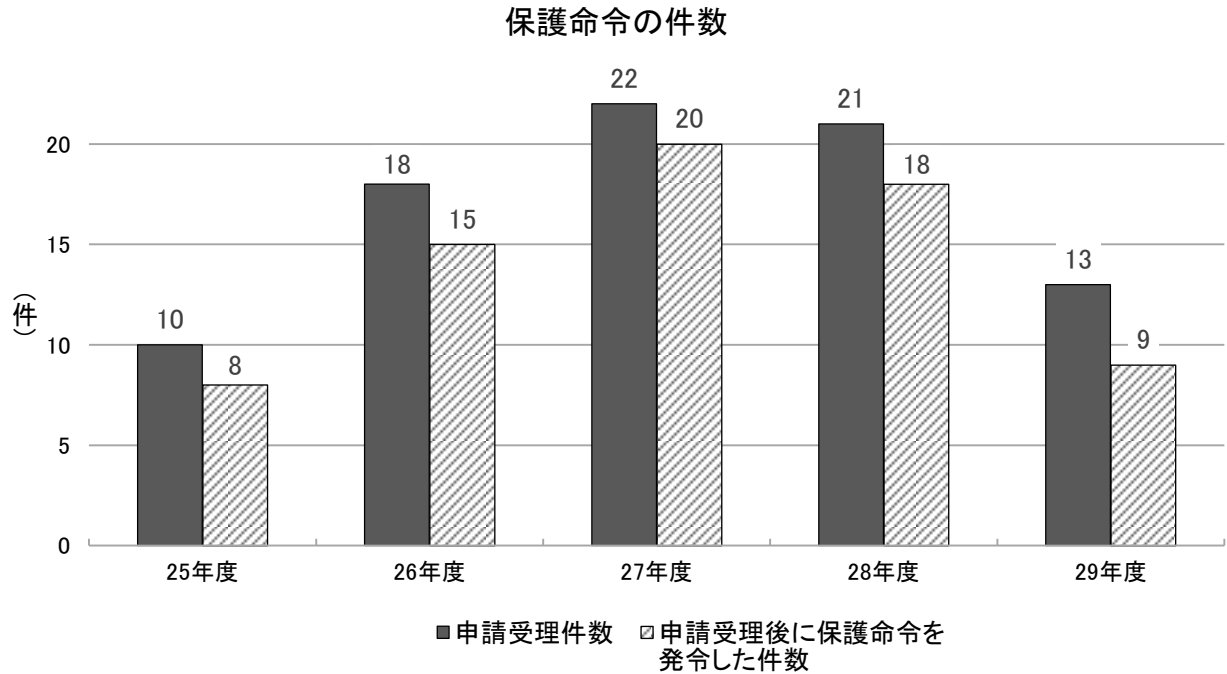
被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の人数は、近年減少傾向にあります。



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ
※旭川市内施設実施分

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。



※旭川地方裁判所調べ

3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

(1) 第2次計画における取組

第2次計画（平成26年度～平成30年度）では、「配偶者等からの暴力の根絶」を基本的な方向とし、5つの基本目標を定め、取組を進めました。

【基本的方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布、出前講座などを実施し、DVが重大な人権侵害であることの啓発や相談窓口の周知に努めたほか、学校の教育活動を通じて、人権尊重の精神を培うことを目指し、男女平等の理念に基づく教育を実施しました。
基本目標2 総合的な相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内の関係部署や警察等の関係機関・団体等と連携して、それぞれの被害者の事情に応じた情報提供と支援を行いました。
基本目標3 被害者の早期発見と適切な保護	医療機関、学校等関係機関との連携や、赤ちゃん訪問、子どもの健診等を通じて、被害者の早期発見に努め、危険が急迫している被害者について、一時保護を行いました。
基本目標4 被害者の自立支援の充実	被害者の自立に向け、関係機関・団体と連携しながら、住居、生活、就業などの支援を行いました。
基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進	旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関・団体と連携し、被害者の保護及び自立支援を行ったほか、民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い、安定的運営を支援しました。

(2) 第2次計画の取組を踏まえた課題

第2次計画に基づき、相談窓口の周知を含めたDVに関する啓発を実施したことにより、DVについての認知が広がり、相談機関につながる被害者が増えていますが、いまだ潜在化している被害者がいると考えられます。また、相談機関につながった被害者について、安全の確保や自立に向けた支援、同伴する子どものケアを行うことができましたが、取組を行うなかで、保護や支援に関する新たな課題や、引き続き取り組むべき課題も見えてきました。

第2次計画の取組を踏まえ、第3次計画においては、次の課題の解決に向けて取り組めます。

◆ 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、潜在的な被害者もいるものと考えられます。DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

◆ 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気付き、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

◆ 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

◆ 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施していく必要があります。

◆ 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していく必要があります。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

第3章 施策の概要

1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、女性相談員等の研修や啓発に努めます。

2 施策の体系

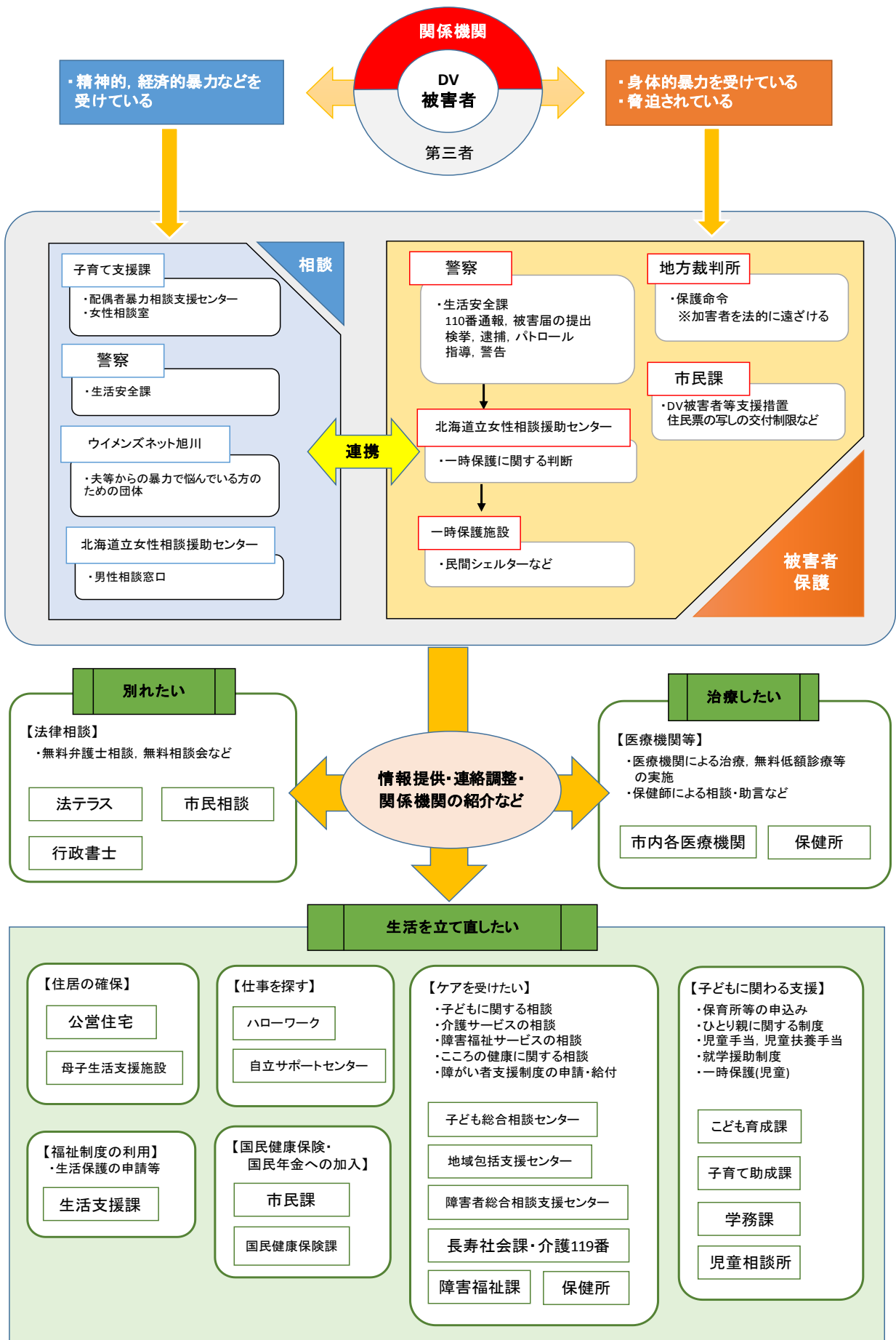
配偶者等からの暴力の根絶を目指し、5つの基本目標と18の基本施策を定め、取組を進めます。

基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1	DVに関する知識の普及
基本施策2	人権教育の推進
基本施策3	若年層に対する予防啓発の推進
基本施策4	通報についての啓発
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1	医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
基本施策2	安全で安心な相談環境の整備
基本施策3	相談支援体制の充実
基本施策4	職員の相談対応能力の向上
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1	被害者の安全確保のための支援
基本施策2	危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施
基本施策3	同伴する子どもへの支援
基本施策4	被害者の情報管理の徹底
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1	生活や経済的基盤の安定のための支援
基本施策2	各種手続や制度に関する情報提供
基本施策3	同伴する子どもの就学等の支援
基本施策4	精神的なケアの実施
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1	関係機関や団体との連携
基本施策2	旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用

3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりです。

被害者支援のフロー



第4章 施策の展開

基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するためには、人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えず、DVを家庭内で発生する個人的な問題と考えていることから、あるいは、自らが被害者であるという自覚がないことから、誰にも相談できない、相談しようとしなない被害者が少なからずいるものと思われる。

そのため、被害者自らが被害者であることに気付くことで、相談機関に相談することができ、また、被害者の身近にいる人が被害者に相談を促すことができるよう、DVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知します。

なお、周知・啓発活動に当たっては、将来にわたり誰もが加害者にも被害者にもならないよう、特に若年層への予防啓発に取り組めます。

DV被害の中でも、特に身体的暴力は被害が深刻化する前の早い段階で発見し、被害者を支援することが必要であるため、配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときには、警察への通報や相談機関を紹介することについて啓発します。

基本施策 1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- 女性から男性への暴力もDVとなること。
- 同性カップル間の暴力もDVとなること。
- 性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- 家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

基本施策 2 人権教育の推進

学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

主な取組

- 子どもの発達段階に応じた人権尊重や男女平等の理念に基づく教育の推進
- 小中学校の教員を対象とした研修会の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進
- 市民や企業等を対象とした出前講座や研修会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進

基本施策 3 若年層に対する予防啓発の推進

DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知に取り組みます。

主な取組

- 学校などの関係機関を通じた若年層に対する予防啓発リーフレットの配布
- SNSを活用した若年層に対する予防啓発
- 若年層に対する予防啓発講座の実施

基本施策 4 通報についての啓発

配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

主な取組
○広報誌や市のホームページなどを活用した啓発
○研修会等を通じた啓発

基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気づき、相談機関につないでいくことが重要です。

職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取り組みます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの相談員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

医療、福祉、教育機関等被害者を発見しやすい立場にある職務関係者と連携して、被害者の早期発見に取り組みます。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等へのDVに関する正しい知識、被害者に対する適切な対応方法、DV相談機関等の周知
- 被害者を発見したときの被害者の意思を尊重した相談機関への橋渡しについての協力要請

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の安全が確保され、安心して相談することができる窓口環境を整備します。

主な取組

- 被害者が安心して相談できる環境の確保
- 被害者に関する情報の適切な管理
- 警察との連携による加害者の追及からの安全確保

基本施策 3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。また、子どものいる家庭においては、児童相談所と連携するとともに、より一体的な支援を図るため、市の児童相談所の開設について検討します。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター相談員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 児童相談所との連携の強化及び市の児童相談所の開設に関する検討
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター相談員の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

基本施策 4 職員の相談対応能力の向上

関係部署の職員を対象とした研修を実施し、相談対応能力の向上に努めます。

主な取組

○被害者の相談支援等に関わる市職員を対象とした適切な対応・支援を行うための研修の実施

基本目標3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付制限等を行う。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にあります。被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

基本施策 1 被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のための制度について被害者に情報提供し、被害者の意思を尊重しながら、制度の利用に当たっての助言や支援を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護、保護命令、住民票の写しの交付制限等に関する情報提供
- 保護命令申立てに関する助言、警察や裁判所との連絡調整などの支援
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施
- 生命又は身体に危害を受けるおそれのある被害者からの申出に基づく住民票の写しの交付制限等の実施

基本施策 2 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、迅速に一時保護を行います。

主な取組

- 警察への通報による被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施

基本施策 3 同伴する子どもへの支援

被害者の一時保護に当たっては、関係機関が連携して、同伴する子どもに対する支援を行います。

主な取組

- 子ども総合相談センター、児童相談所、保育所、幼稚園、学校などの子どもに関連する関係機関と連携した心のケアや学習面での支援

基本施策 4 被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れた被害者の情報を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。なお、子どもを同伴している場合には、保育所、幼稚園や学校でも情報管理を徹底します。

主な取組

- 被害者支援に関わる関係部署、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部署等における被害者の個人情報の保護及び情報の適切な管理
- 被害者や同伴している子どもの支援に関わる関係機関に対する個人情報管理の徹底の要請

基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の充実

加害者から逃れた被害者が、新たな生活を始めるに当たっては、住居の確保や経済的な問題の解決、新たな健康保険証の取得のほか、子どもを同伴している被害者の場合は、子どもの就学に関わる手続など、様々な課題の解決や手続が必要になります。配偶者暴力相談支援センターが中心となり、被害者が安心して暮らすことができる環境を確保することを目指し、それぞれの被害者の状況や意向に応じて、市の関係部署や関係機関の紹介や調整を行います。

被害者は、繰り返される身体的・精神的な暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後もPTSD（心的外傷後ストレス障害）や自尊心の低下などに苦しむことも多く、加害者への恐怖心、経済的な問題、将来の見通しが立たない不安などから精神的に不安定な状態になる場合もあります。被害者が心身ともに回復することができるよう、精神的なケアに取り組みます。

基本施策 1 生活や経済的基盤の安定のための支援

被害者が新たな生活を始めるに当たり、生活や経済基盤を安定させることが重要であるため、住居の確保や援護制度の利用、就業に関する支援を行います。

主な取組

【住居の確保に関する支援】

- 公営住宅の空き状況やセーフティネット住宅²についての情報提供
- 市営住宅の入居に関する配慮
- 経済的に困難な場合における母子生活支援施設、生活保護制度を活用した住居の確保
- 自立に向けて準備できる居住環境の確保に関する検討

【援護制度の利用に関する支援】

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供

【就業に関する支援】

- ハローワーク、母子家庭等就労・自立支援センター、自立サポートセンター等と連携した情報提供や助言
- 母子家庭等自立支援給付金を活用した技能習得支援

基本施策 2 各種手続や制度に関する情報提供

被害者が新たな生活を始めるに当たり必要な手続について情報提供するとともに、住民票を異動できないことにより不利益が生じないように配慮します。また、離婚等の手続の相談窓口などについても情報提供を行います。

主な取組

【健康保険】

- 住民票を異動できない場合における健康保険の被保険者証発行に関する配慮

【年金】

- 住民票を異動できない場合における年金の加入手続に関する配慮

【離婚等の手続の相談窓口】

- 市民相談や法テラスの無料法律相談などに関する情報提供

² セーフティネット住宅 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者などの住宅の確保に特に配慮を要する方々の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市に登録された住宅。住宅の規模や設備、耐震性などの登録基準を満たす必要がある。

基本施策 3 同伴する子どもの就学等の支援

同伴する子どもがいる場合、教育委員会や学校、幼稚園、保育所等と連携を図り、住民票を異動できない被害者の子どもの就学や予防接種等の手続について対応します。

主な取組

- 住民票を異動できない場合における子どもの就学や保育施設入所の手続に関する配慮
- 住民票を異動できない場合における子どもの予防接種や乳幼児健診に関する配慮

基本施策 4 精神的なケアの実施

心身ともに被害から回復できるよう、被害者本人及び同伴した子どもの精神的なケアを行います。

主な取組

- 保健所におけるこころの健康に関する相談の実施
- 専門的なケアを必要とする被害者に対する医療機関に関する情報提供
- 子ども総合相談センター、児童相談所、学校、幼稚園、保育所など関係機関の連携による被害者の子どもに対する精神的なケアの実施

基本目標 5 関係機関・団体との連携の推進

被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない継続した支援を行うために、関係する機関・団体と連携して取り組みます。

また、旭川市では、「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」（16機関・団体で構成）を設置し、被害者の適切な保護・支援のための情報交換や支援内容に関する協議を行っています。旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、被害者支援を行います。

基本施策 1 関係機関や団体との連携

関係機関や団体と連携し、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、それぞれの役割を生かして被害者に寄り添った切れ目のない継続した支援を行います。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
- 警察と連携した被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センターと連携した被害者の一時保護の実施
- 子ども総合相談センターや児童相談所と連携した被害者の子どもの安全確保や精神的なケアの実施
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 民間シェルターの安定的運営に向けた財政的支援

基本施策 2 旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用

旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、きめ細かな被害者支援に努めます。

主な取組

- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおける被害者の保護・支援のために必要な情報交換や支援内容に関する協議の実施
- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおけるケース検討会の開催

第5章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 庁内推進体制

DV防止や被害者支援に係る施策を庁内関係部署が連携して進め、計画の推進を図るため、関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

(2) 関係機関・団体との連携

DV防止と被害者支援の施策は、児童虐待防止と合わせて、継続的・総合的に取り組むことが必要であり、毎年度、関係機関・団体を構成メンバーとする「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

年 月	項 目	内 容
平成 30 年 6 月～8 月	関係機関・団体への聞き取り調査	現状と課題の聞き取り 2 関係機関, 3 団体
平成 30 年 8 月 30 日	配偶者等からの暴力被害者支援庁内 連絡会議	現状と課題の整理
平成 30 年 9 月 4 日	旭川市男女共同参画審議会	現状と課題の整理
平成 30 年 11 月 9 日 ～平成 30 年 11 月 20 日	旭川市子ども・女性支援ネットワーク 関係団体への文書照会	計画案についての意見聴取
平成 30 年 11 月 29 日	旭川市男女共同参画審議会	計画案についての意見聴取
平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 31 年 1 月 31 日	第 3 次旭川市配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援に関する基本計画（案） に対する意見提出手続の実施	5 件（個人 4 件, 団体 1 件） の意見提出
平成 31 年 2 月 19 日	配偶者等からの暴力被害者支援庁内 連絡会議	最終計画案の作成
平成 31 年 3 月 22 日	第 3 次旭川市配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援に関する基本計画の 決定	

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日号外法律第 28 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主

務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる

事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に
おける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者
と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立
ての時に
おける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会
することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に
おける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若
しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立
書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十
一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発するこ
とができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情がある
ときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力
相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこ
れに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力
相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立
人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた
事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決
定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡し
によって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する
警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるとき

事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（中略）

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日
内閣府，国家公安委員会，
法務省，厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月，法が制定され，基本方針の策定等を内容とする平成16年5月，平成19年7月の法改正を経て，平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ，平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は，都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても，法と同様，生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は，第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては，それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに，都道府県と市町村の役割分担についても，基本方針を基に，地域の実情に合った適切な役割分担となるよう，あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため，都道府県については，被害者の支援における中核として，一時保護等の実施，市町村への支援，職務関係者の研修等広域的な施策等，市町村については，身近な行政主体の窓口として，相談窓口の設置，緊急時における安全の確保，地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは，都道府県における対策の中核として，処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは，身近な行政主体における支援の窓口として，その性格に即した基本的な役割について，積極的に取り組むことが望ましい。また，民間団体と支援センターとが必要に応じ，機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は，被害者に関する各般の相談に応じるとともに，その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は，被害者を発見した者は，その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は，被害者を発見した場合には，守秘義務を理由にためらうことなく，支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて，国民から通報を受けた場合は，通報者に対し，被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は，被害者の意思を踏まえ，当該医療機関に出向く等により状況を把握し，被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において，配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は，暴力の制止に当たるとともに，応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は，その訴えに耳を傾け，適切な助言を行うこと，また，面接相談を行う場

合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を

行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調

査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

4 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例（抄）

平成 15 年 3 月 27 日

条例第 8 号

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントや差別的取扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が、依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

旭川市においても、配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや市民の意識に男女間の不平等感があるなど男女の人権が尊重され、男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展をはじめとして急速に変化しており、これに対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、重要な課題となっています。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の形成に向けて、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が、互いに協力して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、男女共同参画の考え方を確認するとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等を実現し男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目的とする。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第 13 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを行ってはならない。

5 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 保護者のない児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、旭川市子ども・女性支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(業務)

第2条 ネットワークは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦並びに配偶者等からの暴力被害者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 ネットワークは、別表の第1欄に掲げる関係機関等で構成する。

- 2 ネットワークに会長を置き、会長は旭川市子育て支援部長とする。
- 3 会長はネットワークを代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(調整機関)

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、旭川市子ども総合相談センターとする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) ネットワークに関する事務の総括
 - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
 - (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

(会議の設置)

第5条 ネットワークに、代表者会議、実務者会議及びケース検討会を置く。

- 2 代表者会議は、別表の第2欄に掲げる者で構成し、会長が招集し、主宰する。
- 3 代表者会議は、ネットワークの組織及び運営の全般について協議する。
- 4 実務者会議は、別表の第2欄に掲げる者から推薦された者又は推薦された職にある者をもって構成し、調整機関の長が招集し、主宰する。
- 5 実務者会議は、代表者会議が所掌するネットワークの運営に関する事項の細部について、情報交換、協議等を行い、必要に応じ実務者会議の中に部会を設けることができる。
- 6 ケース検討会は、個別の要保護児童等に関して実務を担当するネットワークの関係機関等の役職員及び構成員で構成し、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。
- 7 ケース検討会は、個別事例についての情報交換、支援方策の検討等を行う。

(守秘義務)

第6条 ネットワークの関係機関等の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、ネットワークの職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該関係機関等の役職員でなくなった場合及びネットワークの構成員でなくなった場合においても同様である。

(公示)

第7条 ネットワークを設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) ネットワークを設置した旨
- (2) ネットワークの名称
- (3) 調整機関の名称
- (4) ネットワークを構成する関係機関等の名称等

(5) 前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

1 この要綱は平成18年2月20日から施行する。

2 旭川市子ども・女性支援ネットワーク設置要綱（平成15年8月8日）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表

旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関等

区 分	第 1 欄		第 2 欄
国又は地方公共団体の機関 (法第 25 条の 5 第 1 号)	国	旭川地方方法務局	人権擁護課長又はその代理人
	北海道	旭川方面旭川中央警察署	警務課長又はその代理人
		旭川方面旭川東警察署	生活安全課長又はその代理人
		旭川児童相談所	旭川児童相談所長又はその代理人
	旭川市	子育て支援部長	子育て支援部長
		総合政策部政策調整課	男女共同参画担当課長又はその代理人
		福祉保険部障害福祉課	障害福祉課長又はその代理人
		福祉保険部生活支援課	生活支援課長又はその代理人
		子育て支援部子育て支援課	子育て支援課長又はその代理人
		子育て支援部こども育成課	こども育成課長又はその代理人
		子育て支援部母子保健課	母子保健課長又はその代理人
		子ども総合相談センター	子ども総合相談センター所長又はその代理人
		保健所健康推進課	健康推進課長又はその代理人
		教育委員会学校教育部学務課	学務課長又はその代理人
教育委員会学校教育部教育指導課	教育指導課長又はその代理人		
教育委員会社会教育部社会教育課	社会教育課長又はその代理人		
法人 (法第 25 条の 5 第 2 号)	社団法人旭川市医師会	代表者又はその代理人	
	社団法人旭川歯科医師会	代表者又はその代理人	
	社会福祉法人旭川育児院	院長又はその代理人	
	社会福祉法人旭川隣保会トキワの森	施設長又はその代理人	
	旭川弁護士会	代表者又はその代理人	
	社団法人旭川民間保育所相互育成会	代表者又はその代理人	
その他の者 (法第 25 条の 5 第 3 号)	社団法人北海道私立幼稚園協会(旭川支部)	旭川支部の代表者又はその代理人	
	旭川市小学校長会	代表者又はその代理人	
	旭川市中学校長会	代表者又はその代理人	
	旭川人権擁護委員協議会	代表者又はその代理人	
	旭川市民生委員児童委員連絡協議会	代表者又はその代理人	
	ウイメンズネット旭川	代表者又はその代理人	
その他市長が指名する者			

6 配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議設置要綱

(設置目的)

第1条 「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づく施策を、庁内関係部局が連携して進めるため、配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策の推進に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の施策に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる関係課の課長が推薦する職員で構成する。

2 前項の構成員のほか、必要に応じて関係課職員を構成員とすることができる。

(会議)

第4条 連絡会議は、政策調整課男女共同参画担当課長が招集し、同課長が議長を務める。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、政策調整課及び子育て支援課に置く。

- 2 連絡会議の連絡・調整、進行は、政策調整課が行う。
- 3 連絡会議における資料及び情報の提供については、子育て支援課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議において別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

政策調整課、子育て支援課、市民課、国民健康保険課、長寿社会課、障害福祉課、生活支援課、子育て助成課、こども育成課、母子保健課、子ども総合相談センター、健康推進課、建築総務課、市営住宅課、学務課、教育指導課
--

主な相談機関・団体一覧

旭川市配偶者暴力相談支援センター

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第2庁舎5階

☎(0166)25-6418

相談時間 8:45～17:15 月～金(祝・年末年始を除く)

北海道警察各方面本部警察相談センター

旭川方面旭川中央警察署

〒070-8521

旭川市6条通10丁目左10号

☎(0166)25-0110

旭川方面旭川東警察署

〒078-8521

旭川市1条通25丁目487-6

☎(0166)34-0110

■警察相談センター ☎#9110 ※24時間対応

ウィメンズネット旭川

☎(0166)24-1388

相談時間 平成31年3月31日まで 8:00～21:00 月～金(祝・年末年始を除く)

平成31年4月1日から 13:00～16:00 月～金(祝・年末年始を除く)

北海道立女性相談援助センター

☎(011)666-9955

相談時間 9:00～17:00(年末年始を除く)

17:30～20:00 月～金(祝・年末年始を除く)

**「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止
及び被害者支援に関する基本計画」**

発 行 旭川市
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

発行年月 平成31年（2019年）3月

編 集 総合政策部政策調整課
TEL 0166-25-5358 FAX 0166-23-8217
子育て支援部子育て支援課
TEL 0166-25-9128 FAX 0166-22-3275